

雇用保険適用事業所設置手続について

必要な書類

1. 労働保険関係書類

【建設業、農林水産業以外の事業】（一元適用）（所掌1）

- ・労働基準監督署で受理された
「労働保険関係成立届」と「労働保険料概算申告書」の事業主控

【建設業、農林水産業の場合】（二元適用）（所掌3）

- ・労働保険関係成立届
- ・労働保険料概算申告書（雇用保険分）

2. 雇用保険適用事業所設置届

3. 事業所実在確認書類

【法人の場合】

- ・法人登記簿謄本又は登記事項証明書

【団体の場合】

- ・会則又は規約及び総会（大会）議事録

【個人事業主の場合】

- ・事業主の世帯全員の住民票

○上記必要書類で事業所の所在地が確認できない場合は、「事務所、工場の賃貸契約書」「事業所宛ての公共料金等の請求書」「会社宛ての郵便物」等のコピーが必要です。

4. 事業活動実態確認書類

【一般事業所の場合】

- ・営業許可証、営業登録証、営業に関する官公庁への届出の事業主控
- ・取引先からの納品書、請求書 ・ 自社から取引先に対する請求書とその入金を確認できる通帳
- ・業務請負契約書、委託契約書、フランチャイズ契約書
- ・パンフレット、チラシ、診察券、会員証等
- ・税務関係書類（給与支払事務所等開設届、法人・個人事業開始届、所得税徴収高計算書等）

【季節事業所の場合】

○季節事業所とは季節的業務に期間を定めて雇用される者又は季節的に入退職する者を雇い入れる事業所の事。

- ・営業許可証、営業登録証、営業に関する官公庁への届出の事業主控
- ・建設業～工事施工一覧表とその記載事項に対応する工事契約書（注文書、発注書等）
- ・建設業以外～月別事業経歴（計画）書とそれに対応する取引関係契約書、原料買付伝票
- ・税務関係書類（給与支払事務所等開設届、法人・個人事業開始届、所得税徴収高計算書等）

